

生活困窮者自立支援法の施行に関して 聞かれる主な意見

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

※生活困窮者自立支援制度ブロック会議等の自治体との会議や意見交換、制度創設に当たっての議論に参画いただいた学識者・支援現場の実践者等との意見交換を通じて、厚生労働省生活困窮者自立支援室がお聞きしている主なご意見をまとめたもの。

1. 自立相談支援事業のあり方・全体

- 制度施行により、これまで相談先がなかった生活困窮者の相談を受け止めることができるようになったが、生活困窮者は孤立していることも多いため、自立相談支援機関は「待ちの姿勢」ではなくより積極的に支援を届けるよう取り組むべきではないか。
- 自立相談支援機関と自治体の他制度窓口や地域などとの関係づくりを通して、支援を要する人に自立相談支援機関が周知・案内されて相談につながる取組が広がってきている。こうした自立相談支援事業と関係機関・地域との「顔の見える関係」を深めていくことが必要ではないか。
- 対象者が生活困窮者であるか、生活保護受給者であるかにより法体系を分けているが、対象者の立場からすれば両者は連続的な状態像である。施行現場において、円滑な支援ができているか。
- 制度施行により、実施主体には必ず自立相談支援機関が置かれ、生活困窮者の相談を受け体制が整ったが、体制整備や取組を強化する自治体とそうでない自治体のばらつきが出てきているのではないか。

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

2. 就労支援のあり方

- 生活困窮者は就労を制約する本人、家族等の様々な事情があることが多く、対象者に応じて求人内容をアレンジする等オーダーメイド方式での就労支援が必要ではないか。ハローワークの就労支援ナビゲーターの支援効果は高く、それを充実しつつも、自治体が地方版ハローワークを活用して取り組むとよいのではないか。
- 就労準備支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは就労準備支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 就労準備支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、資産収入要件や支援利用中の経済的な支援については、支援を要する人が利用できるあり方にすべきではないか。
- 柔軟な働き方を必要とする人が利用する認定就労訓練事業については、自立相談支援機関（901福祉事務所設置自治体）と認定主体（都道府県・指定都市・中核市）が異なる等により認定申請しにくい、事業者が認定を受けるインセンティブがあればより協力しやすくなるのではないか。
- 自立相談支援事業の相談者のうち一定割合を占める高齢者については、就労意欲が高く就労収入と年金等と組み合わせて自立した生活を希望する場合、就労支援が必要ではないか。

3. 家計相談支援のあり方

- 家計相談支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは家計相談支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 家計相談支援事業は相談事業であるため、自立相談支援事業において実施できると考えられがちであるが、支援の専門性が自立相談支援事業とは異なるのではないか。
- 家計相談支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、家計相談支援事業は多重債務のある人や家計管理を苦手とする人が利用するだけでなく、例えば家計相談支援事業の利用によって家計に必要な追加収入額を見極めれば効率的な就職活動ができるなど、もっと広く活用できるのではないか。

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

4. 貧困の連鎖防止に向けたあり方

- 子どもの学習支援事業については事業内容についての裁量が大きく、
 - 学習支援や高校進学を重視する取組と居場所づくりや生活支援を重視する取組、
 - 対象者を限定せずオープンな取組と対象者を限定したクローズドの取組、
 - 世帯支援と連携しながら実施されている取組、
 - 文科省の地域未来塾と連携した取組や、ひとり親家庭向けの学習支援事業と連携した取組、など様々な実態があるが、その反面、どのように事業構成すればよいかわからない。

- 子ども食堂は、その「敷居の低さ」により行政ベースの支援につながりにくい生活困窮家庭の子どもに支援ができており、学習支援事業はこうした民間の取組と連携してはどうか。

- 子どもの貧困は世帯の貧困であり、親に対する支援をしなければ根本的には解決しないのではないか。生活困窮者自立支援法の世帯支援が重要ではないか。

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

5. その他

- 住居確保給付金については、離職者以外の低所得者も住宅費の支援が必要である、支給対象年齢制限(65歳)があるため受給できないといった指摘もあるが、離職者対策としての効果は今のところ適切に発揮できているのではないか。
- 一時生活支援事業については実施自治体数が着実に伸びているが、ホームレス特措法に定めるホームレスだけでなく広く住居喪失者を対象とする事業として、引き続き実施を拡げていくべきではないか。また、そのためには事業の広域実施を広めていくべきではないか。
- 支援を受けている間の生活費等のニーズについては、フードバンクなどの食糧支援や、市社協の独自給付や貸付等、地域ごとの資源を活用した対応が工夫されているが、生活福祉資金がより活用しやすくなれば、円滑に支援できるのではないか。
- 社会福祉法人の地域貢献として、既に生活困窮者を支援する様々な事業が各地で実施されているが、こうした動きが広がっていくとよいのではないか。

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

5. その他(続き)

- 都道府県が広域自治体として事業の共同実施のリーダーシップを取る例も見られるようになっており、小規模自治体にも制度を定着させていくためにはこうした都道府県のリーダーシップが必要ではないか。
- 本制度は支援する人材の質がポイントであり、その養成が非常に重要である。人材養成においては、支援員が実践的な事例検討やノウハウの共有等を通じて支援技術を高めていくことが必要だが、今後、制度施行当初の新任研修が一巡することから、現任研修のあり方も考えていく必要があるのではないか。
- 帳票については、世帯支援という観点から使いやすい帳票にしていくべきではないか。
- 支援の記録や各種調査への対応がしやすい統計システムとすべきではないか。